

6 地域性在来緑化植物の供給に関する基本的考え方の検討

地域性在来緑化植物の供給に関する基本的な考え方の検討にあたっては、最終的に地域性在来緑化植物の供給体制等に関する望ましいあり方の整理を目指す。地域性在来緑化植物の需要量・供給量には、種によって異なるため、画一的な供給体制等の構築は望ましいとはいえない。

このため、まず、緑化地に応じた地域性在来緑化植物需要の想定を行い、この想定に基づき、地域性在来緑化植物の供給体制等に係る望ましいあり方を検討・整理する。

6.1 緑化地に応じた地域性在来緑化植物需要の想定

生物多様性等に配慮した緑化を行う場合における地域性在来緑化植物の使用にあたっては、当該地域の生物多様性の重要度等に基づき、確実に遺伝子レベルでの多様性保全を図ることを目的に使用する場合や、元来の自然景観の再生などの観点から地域性在来緑化植物を使用することが想定される（表 6.1参照）。

このため、ここでは、上述を踏まえ、地域性在来緑化植物を用いる緑化地に応じて、使用が想定される地域性在来緑化植物のタイプを整理し、それぞれの需要量を想定する。

なお、国立公園特別保護地区などの生物多様性保全上重要な場所では、緑化目的にかかわらず、生物多様性保全に配慮した緑化材料の選定を行うことが望ましい。

表 6.1 使用目的に応じた望ましい地域性在来緑化植物のタイプ

緑化の特性	想定される地域性在来緑化植物のタイプ	需要量の想定
在来緑化植物を使用する全ての緑化で使用	● 種レベルの自然分布の範囲内にある個体群をベースに生産された緑化植物とすることが望ましい。	大
生物多様性保全上重要な地域周辺等での生物多様性に配慮すべき緑化に使用	● 保全すべき植物と同種の植物による緑化を行う場合には、遺伝的かく乱の防止に配慮して、遺伝子レベルの多様性を最大限許容できる範囲内にある個体群をベースに生産された緑化植物とすることが望ましい。	中
生物多様性保全上重要な地域内での緑化に使用	● 希少植物や特定群落そのものを保全・再生することから、保全・再生する希少植物や特定群落と遺伝子型、表現型（形態・生理学的特性など）生態的地位が同一又は類似する個体群をベースに生産された緑化植物とすることが望ましい。	小

6.2 地域性在来緑化植物の供給方式

地域性在来緑化植物需要の想定を踏まえ、需要量に応じた供給体制等に係る望ましいあり方を以下に整理する。

6.2.1 想定される生産方式の整理

地域性在来緑化植物の生産において、想定される生産方式を表 6.2に整理する。

想定される生産方式により、生産を行う種の幅広さ（種への対応性）と供給能力が異なる

表 6.2 想定される生産方式

分類	生産方式	生産方式の特徴	種への対応性	供給能力
直営	直営生産	● 緑化事業者が直営で生産する方法 ● 種苗の採取、栽培管理等の作業を外部委託する場合もある ● 他の事業への流用は困難	多くの種を生産することが可能なため、対応性は大きい	小～中
委託	地域団体等への委託生産	● NPO、自然保護関連団体等市民を主体とする地域団体へ生産を委託する方法（必要に応じて技術的支援等を行う） ● 他の事業への流用は不可能		
	生産業者への委託生産	● 緑化植物生産業者へ生産を委託する方法 ● 他の事業への流用は不可能		
市場	市場生産	● 流通を前提として緑化植物の生産者が生産する方法 ● 対象となる事業は原則として規定されない	流通を前提に生産する種が選択されるため、種への対応性は低く個別条件の設定は不可能	中～大

6.2.2 望ましい生産方式の整理

想定される相対的需要量および想定される生産方式の供給能力を踏まえ、望ましい生産方式を表 6.3に整理する。

表 6.3 望ましい生産方式

想定される相対的需要量	望ましい生産方式
小	● 生産者への委託生産 ● 地域団体等への委託生産 ● 直営生産
中	● 生産者への委託生産 ● 地域団体等への委託生産 ● 直営生産 ● 市場生産（数量が比較的多い場合）
大	● 原則として市場生産

6.2.3 生産方式ごとに必要な方策の整理

望ましい生産方式ごとに必要な方策を表 6.4に整理する。

表 6.4 望ましい生産方式ごとに必要な方策

生産方式	必要な要件	必要な方策
● 生産者への委託生産 ● 地域団体等への委託生産 ● 直営生産	● 委託仕様書等に準ずる	● 委託仕様書等に準じ、必要に応じて「市場生産」に必要な方策を実施する。
● 市場生産	● 地域性在来緑化植物の需要に関する情報	● 都道府県レベル等及び植物種ごとの需要量に関する公表する。
	● 地域性在来緑化植物としての証明ができること	● ラベリング等により当該供給植物が地域性在来緑化植物であることを証明できるようにする。
	● 生産のもととなる種苗の採取地や採取対象とした母樹等が明らかかなこと	● トレーサビリティシステム等により、種苗等の採取地や栽培過程等が確認できるようにする。
	● 生産過程が明らかかなこと	
	● 緑化材料としての資質を有していること	● 地域性在来緑化植物の緑化材料としての品質規格及び寸法規格を設定する。

6.3 地域性在来緑化植物の供給に係る望ましいあり方の整理

地域性在来緑化植物は、一般の緑化材料やその他商品等と同様に、その需要に応じて供給されることが基本となる。

このことを前提とした場合、一定の需要量が見込まれる地域性在来緑化植物に関しては、一般の緑化植物と同様に市場生産により供給することが基本的には望ましい。

しかし、一定の需要量が見込めない地域性在来緑化植物に関しては、委託生産や直営生産により確保することが現実的である。

供給体制の検討を行う場合、主としてこの市場生産方式による生産・供給の活性化が大きな課題である。

この課題に対応するためには、一般の緑化植物とは異なり、使用対象地が限定される地域性在来緑化植物の需要量を事前に想定できるようにすることが望ましく、当面の間、使用者及び生産者が地域性在来緑化植物の需要及び供給に係る情報を相互に提供することが望まれる。

また、地域性在来緑化植物にとって重要な要件は、当該緑化地が含まれる地域内の遺伝的特性を有する種苗によって生産されたものであることであり、その保証及び確認を行うためのラベリングやトレーサビリティシステムを検討することが重要である。

この他、このような情報の共有化や個々の役割分担による供給の活性化を図るためには、生産者・設計者・施工者・発注者が共通の認識を持つための品質・寸法規格の設定が重要な役割を持つものとなる。以下にこれらを踏まえた地域性在来緑化植物の供給に係る望ましい展開のあり方を示す（図 6.1参照）。

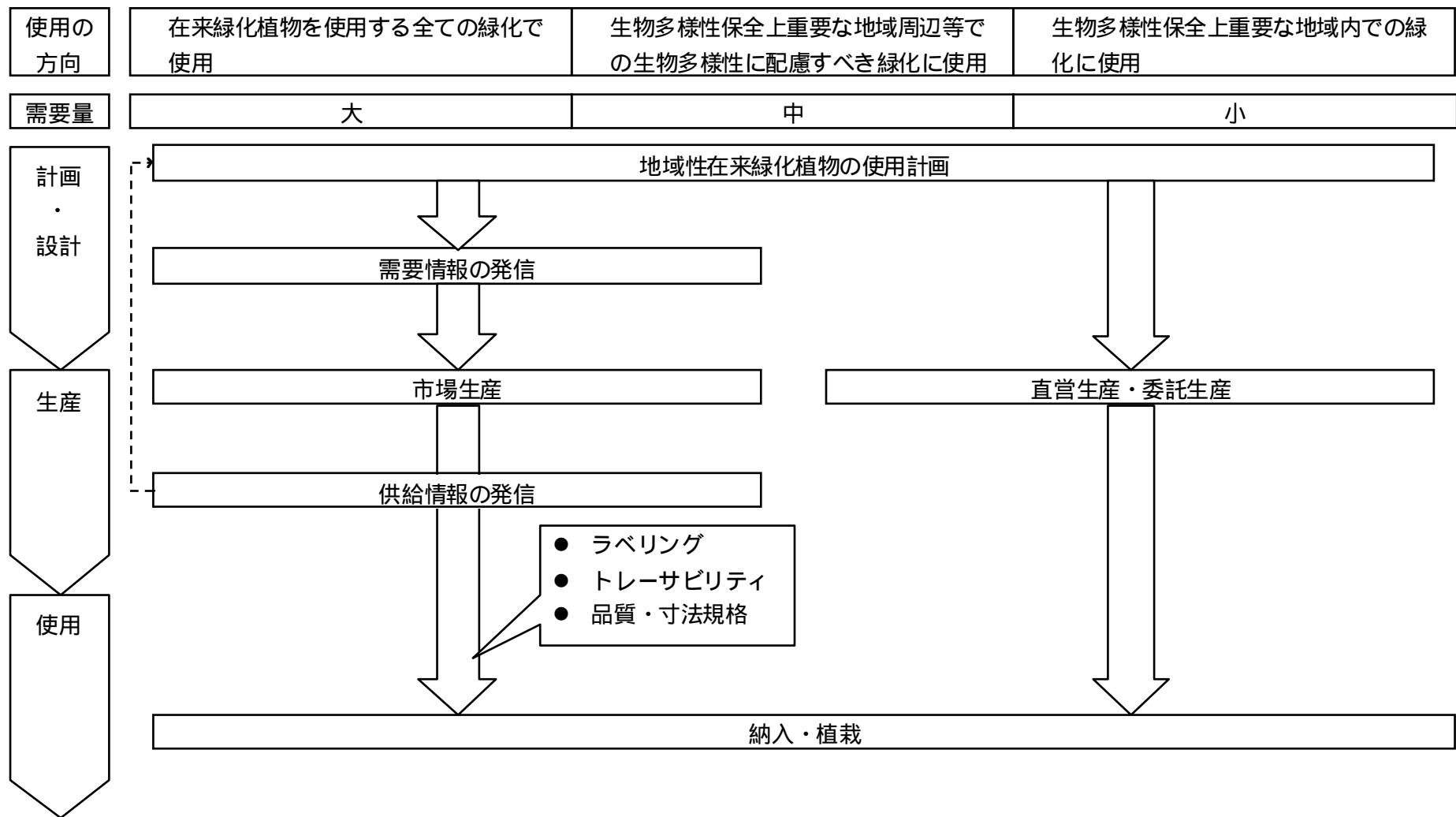


図 6.1 地域性在来緑化植物の供給に係る望ましい展開のあり方